

(第一類 第二号)(附屬の二)

第二十四回国会 地方行政委員会、運輸委員会、建設委員会連合審査会議録第一号

(二九六)

昭和三十一年三月七日(水曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

地方行政委員会

委員長 大矢 省三君

理事龜山 孝一君

理事永田 充一君

理事北山 愛郎君

青木 正君

川崎未五郎君

鶴頸 純三君

徳田與吉郎君

丹羽 兵助君

五島 虎雄君

西村 彰一君

井岡 大治君

正木 清君

小山 勝君

理事瀧澤 雄次君

井野 豊平君

志賀健次郎君

中島 実君

廣瀬 正雄君

今村 等君

橋 兼次郎君

中村 寅太君

山口 好一君

山下 榮二君

仲房房次郎君

二階堂 進君

萩野 等君

久野 忠治君

山下 榮二君

志賀健次郎君

中島 実君

山口 好一君

今村 等君

橋 兼次郎君

志賀健次郎君

中島 実君

廣瀬 正雄君

今村 等君

太田 正孝君

出席政府委員

自治政務次官 早川 崇君

総理府事務官(自 沢川 勝君)

治庁税務部長 奥野 誠亮君

運輸事務官(自 堀川 恒平君)

動車局長 山内 公誠君

建設政務次官 堀川 恒平君

建設技官(道 富樫 凱一君)

路局長 富樫 凱一君

委員外の出席者

大蔵事務官(主税 吉国 二郎君)

局税制第二課長 吉国 二郎君

地方行政委員会専門員 円地与四松君

員会専門員 円地与四松君

建設委員会専門員 西畑 正倫君

本日の会議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六九号)

○大矢委員長 ではこれより地方行政

委員会、運輸委員会、建設委員会の連

合審査会を開会いたします。

私が案件を所管する委員会の委員長

でありますので、委員長の職責を行ひ

ます。

それでは地方税法の一部を改正する

法律案を議題として質疑を行います。

法律案を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正す

る。

目次中「第二款 徴収(第八十六条—第九十八条)」を「第二款 賦課及び徵収(第八十六条—第九十八条)」に、「第四章 目的税(第七百二十二条—第七百三十三条)」を

「第四章 目的税」

第一節 軽油引取税

第一款 徵収(通則(第七百条—第七百条の九))

第二款 徵収(第七百条の十一—第七百条の三十四)

第三款 更正、決定等に関する救済(第七百条の三十五)

第四款 督促及び滞納処分(第七百条の三十六—第七百条の四十一)

第五款 犯使途等(第七百条の四十二—第七百条の四十九)

第六款 第二節 水都市計画税(第七百一条—第七百条の五十)

第三節 水利地益税等(第七百二十二条—第七百三十三条)

改める。

第四条第四項中「道府県は、」の下に「前項に規定するものを除くほか、」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 道府県は、目的税として、軽油を課するものとする。

第一 都市計画税

第五条第四項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の二項を加える。

金、」の下に「第三百二十二条第二項

第七十二条の二十九第一項中「充當加算料」に改める。

第七十二条の十三第三項」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「第

二条第五項」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「第

県知事が前項の規定によつて徵収猶予をする場合について準用する。この場合において、第十六条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「第百二十二条の二第一項」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第百二十二条の二第一項」と、第十六条の四第一項各号列記以外の部分中「第十六条の二又は第十六条の六」とあるのは「第百二十二条の二第二項」とある「第一項」と、同条第二項、第四項及び第五項中「第十六条の二」とあるのは「第百二十二条の二第一項」と読み替えるものとする。

3 道府県知事は第一項の規定によつて徵収猶予をした場合においては、その徵収猶予をした税額に係る延滞金額及び延滞算加金額中当該徵収猶予をした期間に對応する部分の金額を免除するものとする。
(遊興飲食税の徵収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第一百二十二条の三 道府県知事は、遊興飲食税の特別徵収義務者が料金及び遊興飲食税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徵収した遊興飲食税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徵収義務者の申請により、その遊興飲食税額がすでに納入されていないとときはその納入の義務を免除するものとする。

2 道府県知事は、前項の規定による申請を受理した場合においては同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理したから六十日以内に特別徵收義務者に通知しなければならない。

3 特別徵收義務者は、前項の規定による通知に係る措置に不服がある場合にあつては当該通知を受けた日から、同項の規定による通知が同項に規定する期間内にない場合にあつては当該期間が経過した日から、それぞれ三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができる。

4 前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。

5 第三項の規定による異議の申立てに対する道府県知事の決定は、その申立てを受理した日から三十日内にしなければならない。

6 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てをしてきた者に交付しなければならない。

7 異議の申立てに關する書類を郵便通達をもつて差しし出す場合においては、郵便通送の日数は、第三項の期間に算入しない。

8 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第百四十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

三百四十七条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 ト ラ ッ ク

三 パス	主として觀光賃切用のもの
自家用	年額 一万四千円
その他	年額 三万円
自動車	年額 一万五千円

三 第百五十四条を削る。

四 第一百五十三条第三項を次のよう
に改める。

四 市町村内に寮等を有する法人
で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び市町村
内に事務所、事業所又は寮等を有する法人で当該市町村内に事務所、事業所又は寮等に改める。
代表者又は管理人の定のあるもの第三百三条第一項中「事務所若しくは事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に改める。

農地（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第五条第一項の規定によつて農地法第九条の規定により國が買収したものとみなされる農地を含む。）」を「農地法第七十八条第一項の規定によつて農林大臣が管理する土地」に、「当該農地」を「当該土地又は農地」に改め、「使用者」の下に「（農地法第六十八条第一項及び第二項本文の規定によつて土地を使用する使用者を除く。）」を加える。

第三百四十八条第二項第二号中「日本放送協会、」を削り、同条同項第十七号を削る。

第三百四十九条の三の見出し中「課税標準」を「課税標準等」に改め、同条に次の一項を加える。

8 日本放送協会が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対し課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

この場合において、当該固定資産税に係る償却資産は、第三百四十四条の規定にかかわらず、第一項の規定にかかる償却資産で放送法第四十条第一項の財産目録に登録されるべきものとする。

第三百六十四条に次の二項を加え
る。

4 市町村は、固定資産税を賦課し、及び徵收する場合においては、当該納稅者に係る都市計画税をあわせて賦課し、及び徵收することができる。

五 陶磁器製造業その他の政令で

定める事業を営む者が陶磁器の
製造工程における焼成の用途そ
の他の政令で定める用途に供す

る軽油の引取

(軽油引取税の税率)

第七百条の七 軽油引取税の税率
は、軽油一キロリットルにつき、
六千円とする。

(軽油引取税に係る徴税吏員の質
問検査権)

第七百条の八 道府県の徴税吏員
は、軽油引取税の賦課徴収に関する
調査のために必要がある場合に
おいては、次に掲げる者に質問
し、又はその者の事業に関する帳
簿書類その他の物件を検査するこ
とができる。

一 特別徴収義務者

二 納稅義務者又は納稅義務があ
ると認められる者

三 前二号に掲げる者に金銭又は
物品を給付する義務があると認
められる者

四 前三号に掲げる者以外の者で
当該軽油引取税の賦課徴収に関
し直接関係があると認められる
もの

2 前項の場合においては、当該徴
税吏員は、軽油その他の石油製品
について、必要最小限度の容量を見
本品として採取することができる。

3 前二項の場合においては、当該徴
税吏員は、軽油その他の石油製品
について、必要最小限度の容量を見
本品として採取することができる。
4 前二項の場合においては、当該徴
税吏員は、軽油その他の石油製品
について、必要最小限度の容量を見
本品として採取することができる。

5 徴税吏員は、その身分を証明する
証票を携帯し、関係人の請求があ
つたときは、これを提示しなけれ
ばならない。

4 軽油引取税に係る滞納処分に關
する調査については、第一項の規
則

定にかかわらず、第七百条の三十
八第一項の定めるところによる。

5 第一項又は第二項に規定する當
該徴税吏員の権限は、犯罪捜査の
ために認められたものと解釈して
はならない。

(軽油引取税に係る検査拒否等に
関する罪)

第七百条の九 次の各号の一に該當
する者は、五万円以下の罰金に処
する。

合においては、特約業者又は元充
業者その他徴収の便宜を有する者

を當該道府県の条例によつて特別
徴収義務者として指定し、これに
徴収させなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者
は、毎月十五日までに、前月の初
日から末日までの間ににおいて徴収
すべき軽油引取税に係る課税標準
たる数量(以下「課税標準量」とい
う。)及び税額並びに第七百条の五
又は第七百条の六の規定によつて
軽油引取税を課さないこととされ
る取引に係る軽油の数量その他必
要な事項を記載した納入申告書を
当該特別徴収義務者の營業所所在
地の道府県知事に提出し、及びそ
の納入金を當該道府県に納入する
義務を負う。納入申告書の様式
は、總理府令で定める。

3 前項の課税標準量は、引取に係
る軽油の数量から當該引取の際減
少すべき軽油の數量として政令で
定める数量を控除した数量とす
る。

4 第二項の場合において、第七百
条の五又は第七百条の六の規定に
よつて軽油引取税を課さないこと
とされる引取に係る軽油の数量に
ついては、第七百条の十七の規定
によつて軽油引取税を課さないこと
とされる引取に係る軽油の数量に
ついては、第七百条の十一大だ
し書の規定によつて軽油引取税を
申告納付すべき納稅者(「納稅者」
といふ。以下軽油引取税について
同じ。)は、次の各号に定めるこ
とによつて申告した税額をそれぞ
れ道府県に納付しなければならな
い。

5 第一項の軽油引取税の特別徴
收義務者は、第二項の期間について
納入すべき軽油引取税額がない場
合においても、第二項及び前項の

規定に準じて納入申告書を提出し
なければならない。

6 第二項の規定によつて納入した
納入金のうち、軽油引取税の納稅
部分については、当該特別徴収義
務者は、当該納稅者に対して求償
権を有する。

7 軽油引取税の特別徴収義務者
が軽油引取税の特別徴収義務者
として指定された者は、當該當
吏員は、職務上の秘密に関する場
合を除くほか、証拠の提供その他
必要な援助を与えなければならない
い。

(軽油引取税の特別徴収義務者
としての登録等)

第七百条の十三 次の各号の一に該
當する者は、十万円以下の罰金に
処する。

8 第二項第一項の規定による登録
の申請をしなかつた者

9 第二項第三項から第五項までの
規定の一に違反した者

10 第二項第一項の規定による登録
の申請をした者

11 第二項第一項の規定による登録
の申請をした者

12 第二項第一項の規定による登録
の申請をした者

13 第二項第一項の規定による登録
の申請をした者

14 第二項第一項の規定による登録
の申請をした者

15 第二項第一項の規定による登録
の申請をした者

16 第二項第一項の規定による登録
の申請をした者

17 第二項第一項の規定による登録
の申請をした者

18 第二項第一項の規定による登録
の申請をした者

19 第二項第一項の規定による登録
の申請をした者

20 第二項第一項の規定による登録
の申請をした者

21 第二項第一項の規定による登録
の申請をした者

4 第二項の証票は、他人に貸し付
け、又は譲り渡してはならない。

5 第二項の規定によつて納入した
軽油引取税の特別徴収義務者
は、営業所における軽油引取税の
特別徴収の義務が消滅した場合に
おいては、その消滅した日から十
日以内にその証票を道府県知事に
返さなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者
の登録等に關する罪)

第七百条の十四 第七百条の十一大
し書の規定によつて軽油引取税を
申告納付すべき納稅者(「納稅者」
といふ。以下軽油引取税について
同じ。)は、次の各号に定めるこ
とによつて申告した税額をそれぞ
れ道府県に納付しなければならな
い。

1 第七百条の四 第七百条の四第一
号、

2 第二号又は第五号に掲げる者に
あつては、毎月十五日までに、

3 前項の証票の交付を受けた者
は、これを営業所の公衆の見易い
箇所に掲示しなければならない。

い場合又は前項の規定によつて徴収する場合」とあるのは「第七百条の二十一第一項の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納入しない場合」と、同条第四項及び第五項中「第十六条の二」一項」と読み替えるものとする。
道府県知事は、第一項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額及び延滞加算金額中当該徴収猶予をした期間に對応する部分の金額を免除するものとする。
(軽油を返還した場合及び引取後において免稅用途に供した場合における措置)
第七百条の二十二 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油の引取が行われた後販売契約の解除により、その引取に係る軽油の全部又は一部を当該特別徴収義務者に返還した場合において、その引取に係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該軽油の引取は行われなかつたものとみなし、すでに軽油引取税額の全部又は一部が納入されているときは、道府県知事は、当該納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に對応する部分の金額を、当該特別徴収義務者の申請により、還付するものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、軽油の引取を行つた者がすでに当該引取に係る軽油の代金及び軽油引取税額を支払つているときは、当該軽油の引取を行つた者は、当該返還した軽油に対応する代金及び軽油引取税額に相当する額について当該特別徵収義務者に対して求償権を有する。

3 軽油の引取を行つた者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、道府県の徵税専員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、訴訟の提供その他必要な援助を与えるなければならない。

4 第七百条の六各号に掲げる者が、免稅証の交付を受けた後当該免稅証に記載された数量をこえる数量の軽油を同条各号に掲げる用途に供する必要が生じたため、軽油引取税の特別徵収義務者から免稅油以外の軽油の引取を行つてこれを同条各号に掲げる用途に供した場合において、その事実及び数量を当該免稅証を交付した道府県知事に証明してその承認を得たときは、当該特別徵収義務者の營業所所在地の道府県知事は、政令で定めるところにより、当該特別徵収義務者の申請により、当該軽油引取税額がまだ納入されていない場合にあつてはその納入を免除し、すでに軽油引取税の全部又は一部が納入されている場合にあつては当該納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の金額を当該特別徵収義務者に還付するものとす

5 第七百条の六各号に掲げる者が、免税証の交付を受けた後当該免税証に記載された数量をこえる数量の軽油を同条各号に掲げる用途に供する必要が生じたため、軽油引取税の特別徴収義務者以外の販売業者から免税軽油以外の軽油の引取を行つてこれを同条各号に掲げる用語に供する用に供したことについてその事実及び数量を当該免税証を交付した道府県知事に證明してその承認を得た場合において、その旨を当該販売業者を通じて当該販売業者に当該軽油の引渡を行つた軽油引取税の特別徴収義務者に由し出たときも、また、前項と同様とする。

2
人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関する前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の刑を科する。

(軽油引取税に係る自治庁職員の質問検査権等)

第七百条の二十五・自治庁長官は、
軽油引取税の徵収について適正な運営を図るため必要があると認められる場合においては、その指定する職員をして、次に掲げる者に質問させ、又はこれらの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一 元売業者又は元売業者として指定することが必要であると認められる者

二 前号の者から軽油その他の石油製品の引取を行う者

3 前項の場合においては、当該職員は、軽油その他の石油製品について必要最少限度の容量を見本品を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(軽油引取税に係る自治庁職員の検査拒否等に関する罪)
第七百条の二十六 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条第一項の規定による自治庁の職員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合にはにおいては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(軽油引取税に係る脱税に関する罪)

第七百条の二十七 第七百条の十一
第二項の規定によつて徵収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた軽油引取税の特別徵収義務者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは料料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 詐偽その他不正の行為によつて第七百条の十四の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免かれた納税者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは料料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

3 第一項の納入しなかつた金額又は前項の免かれた税額が百万円をこえる場合においては、情状により当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を

四 前号の規定に該当する場合に

おいて第七百条の三十第三項の規定による更正があったときは、当該更正による不足金額について、申告書の提出期限の翌日から同条第四項の規定による更正

の通知をした日までの期間

3 道府県知事は、申告書の提出期

限後にその提出があつた場合にお

いて、その提出が当該軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に係る軽油引取税額について道府県知

事の調査による決定があるべきこ

とを予知してなされたものでなか

つたときは、当該納入申告又は申

告に係る税額から減額する。

4 道府県知事は、第一項の規定に

乗じて計算した額に相当する額を

前項の規定によつて計算した不申

告に係る税額から減額する。

5 第一項の規定によつて計算した不申

告に係る税額から減額する。

6 第一項の規定によつて計算した不申

告に係る税額から減額する。

7 第一項の規定によつて計算した不申

告に係る税額から減額する。

8 第一項の規定によつて計算した不申

告に係る税額から減額する。

9 第一項の規定によつて計算した不申

告に係る税額から減額する。

10 第一項の規定によつて計算した不申

告に係る税額から減額する。

11 第一項の規定によつて計算した不申

告に係る税額から減額する。

12 第一項の規定によつて計算した不申

告に係る税額から減額する。

るべき更正による不足金額が二百円以上あるときは、その不足金額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

前条第二項の規定に該当する場合において、次の各号の一に該当する理由があるときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額のはか、その計算の基礎となつた税額が二百円以上であるときは、その税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 道府県知事は、前項の規定に該当する場合において申告書の提出について前条第三項に規定する理由があるときは、当該納入申告又は申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

3 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを軽油引取税額を徴収しなければならない。

4 前条第二項第一号の規定に該当する場合には、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装し、かつ、その隠べいし、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

5 異議の申立は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項の期間に算入しない。

7 異議の申立に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があるても、軽油引取税に係る地方団体の徵収金の徴収は、停止しない。ただし道府県知事は職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができます。

(軽油引取税に係る督促手数料)

第九百条の三十五 第七百条の三十

第一項又は第七百条の三十三第四項若しくは前条第四項の規定によつて更正、決定又は過少申告加算金額の決定の通知を受けた者は、当該更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定について違法又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができる。

2 前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならぬ。

3 第一項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した

仮装した事実を理由として申告書の提出しなかつたこと。

4 第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の申立は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項の期間に算入しない。

7 異議の申立に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があるても、軽油引取税に係る地方団体の徵収金の徴収は、停止しない。ただし道府県知事は職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができます。

(軽油引取税に係る滞納処分)

第九百条の三十八 第七百条の三十

六の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに軽油引取税に係る地方団体の徵収金を完納しない場合又は線上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに納入金若しくは税金を完納しない場合においては、道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2 前項の規定による処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができる。

3 第一項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した

日の明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者は、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

4 第一項の規定による異議の申立の期間を指定期間内において、督促に定める期間内において、督促による納入又は納付のための相当の期間を指定しなければならない。

5 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

6 前項の場合においては、道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収しなければならない。

7 前項の規定による督促の申立ては、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収しなければならない。

8 第一項の規定による督促の申立ては、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収しなければならない。

(軽油引取税に係る督促)

第九百条の三十九 第七百条の三十九

六の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに軽油引取税に係る地方団体の徵収金を完納しない場合又は線上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに納入金若しくは税金を完納しない場合は、道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2 前項の規定による処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができる。

3 第一項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した

おいては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、線上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 前項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例に規定する期間内において、督促に

この限りでない。

み、妨げ、又は忌避した者は、三

万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは

人の代理人、使用人その他の従業

者がその法人又は人の業務又は財

産に關して前項の違反行為をした

場合においては、その行為者を罰

するほか、その法人又は人に對

し、同項の刑を科する。

第六款 用途等

(軽油引取税の指定市に対する交

付)

第七百条の四十九 指定市を包括す

る道府県(以下「指定府県」とい

う)は、総理府令で定めるところ

により、当該指定府県に納入さ

れ、又は納付された軽油引取税額

に相当する額に政令で定める率を

乗じて得た額に当該指定市の区域

内に存する道路(一般国道及び二

級国道並びに都道府県道をいう。

以下本条において同じ。)の面積を

当該指定府県の区域内に存する道

路の面積で除して得た数を乗じて

得た額を当該指定市に対して交付

するものとする。

2 前項の道路の面積は、総理府令

で定めるところにより、それぞれ

当該道路の幅員にその延長を乗じ

て算定するものとする。ただし、一

幅員による道路の種別、自動車一

台当たりの道路の延長その他の事情

を參照して、総理府令で定めると

ころにより、補正することができる。

(軽油引取税等の使途)

第七百条の五十 道府県は当該道府

県に納入され、又は納付された軽油

引取税額に相当する額(指定府県

は所有者とみなされる者をいう)。

第三章 第二節 都市計画税

第四節 都市計画税の課税客体等

第七百一条 市町村は、都市計画法

(大正八年法律第三十六号)に基いて

行う都市計画事業又は土地区画

整理法に基いて行う土地区画整理

事業に要する費用に充てるため、

当該市町村の区域内で都市計画法第

二条の規定により都市計画区域と

して決定されたものの全部又は一

部の区域内に所在する土地及び家

屋に対し、その価格を課税標準と

して、当該土地又は家屋の所有者

に都市計画税を課することができ

る。

2 前項の「価格」とは、当該土地又

は、家屋に係る固定資産税の課税標

準となるべき価格(第三百四十九

条の三第一項又は第八項の規定の

適用を受ける土地又は家屋につき

ては、その価格にそれぞれ当該各

項目に定める率を乗じて得た額)を

いい、前項の「所有者」とは、当該

土地又は家屋に係る固定資産税につ

いて第三百四十三条(第三項を除く)において所有者とされ、又

は所有者とみなされる者をいう。

(都市計画税の納期)

第七百一条の六 都市計画税の納期

は、四月、七月、十二月及び二月

中において、当該市町村の条例で

定める。ただし、特別の事情があ

る。

第三章 第二節 都市計画税

第四節 都市計画税の課税客体等

第七百一条 市町村は、都市計画法

(大正八年法律第三十六号)に基いて

行う都市計画事業又は土地区画

整理法に基いて行う土地区画整理

事業に要する費用に充てるため、

当該市町村の区域内で都市計画法第

二条の規定により都市計画区域と

して決定されたものの全部又は一

部の区域内に所在する土地及び家

屋に対し、その価格を課税標準と

して、当該土地又は家屋の所有者

に都市計画税を課することができ

る。

2 前項の「価格」とは、当該土地又

は、家屋に係る固定資産税の課税標

準となるべき価格(第三百四十九

条の三第一項又は第八項の規定の

適用を受ける土地又は家屋につき

ては、その価格にそれぞれ当該各

項目に定める率を乗じて得た額)を

いい、前項の「所有者」とは、当該

土地又は家屋に係る固定資産税につ

いて第三百四十三条(第三項を除く)において所有者とされ、又

は所有者とみなされる者をいう。

(都市計画税の納期)

第七百一条の六 都市計画税の納期

は、四月、七月、十二月及び二月

中において、当該市町村の条例で

定める。ただし、特別の事情があ

る。

(軽油引取税等の使途)

第七百条の五十 道府県は当該道府

県に納入され、又は納付された軽油

引取税額に相当する額(指定府県

は所有者とみなされる者をいう)。

第三章 第二節 都市計画税

第四節 都市計画税の課税客体等

第七百一条 市町村は、都市計画法

(大正八年法律第三十六号)に基いて

行う都市計画事業又は土地区画

整理法に基いて行う土地区画整理

事業に要する費用に充てるため、

当該市町村の区域内で都市計画法第

二条の規定により都市計画区域と

して決定されたものの全部又は一

部の区域内に所在する土地及び家

屋に対し、その価格を課税標準と

して、当該土地又は家屋の所有者

に都市計画税を課することができ

る。

2 前項の「価格」とは、当該土地又

は、家屋に係る固定資産税の課税標

準となるべき価格(第三百四十九

条の三第一項又は第八項の規定の

適用を受ける土地又は家屋につき

ては、その価格にそれぞれ当該各

項目に定める率を乗じて得た額)を

いい、前項の「所有者」とは、当該

土地又は家屋に係る固定資産税につ

いて第三百四十三条(第三項を除く)において所有者とされ、又

は所有者とみなされる者をいう。

(都市計画税の納期)

第七百一条の六 都市計画税の納期

は、四月、七月、十二月及び二月

中において、当該市町村の条例で

定める。ただし、特別の事情があ

る。

(軽油引取税等の使途)

第七百条の五十 道府県は当該道府

県に納入され、又は納付された軽油

引取税額に相当する額(指定府県

は所有者とみなされる者をいう)。

第三章 第二節 都市計画税

第四節 都市計画税の課税客体等

第七百一条 市町村は、都市計画法

(大正八年法律第三十六号)に基いて

行う都市計画事業又は土地区画

整理法に基いて行う土地区画整理

事業に要する費用に充てるため、

当該市町村の区域内で都市計画法第

二条の規定により都市計画区域と

して決定されたものの全部又は一

部の区域内に所在する土地及び家

屋に対し、その価格を課税標準と

して、当該土地又は家屋の所有者

に都市計画税を課することができ

る。

2 前項の「価格」とは、当該土地又

は、家屋に係る固定資産税の課税標

準となるべき価格(第三百四十九

条の三第一項又は第八項の規定の

適用を受ける土地又は家屋につき

ては、その価格にそれぞれ当該各

項目に定める率を乗じて得た額)を

いい、前項の「所有者」とは、当該

土地又は家屋に係る固定資産税につ

いて第三百四十三条(第三項を除く)において所有者とされ、又

は所有者とみなされる者をいう。

(都市計画税の納期)

第七百一条の六 都市計画税の納期

は、四月、七月、十二月及び二月

中において、当該市町村の条例で

定める。ただし、特別の事情があ

る。

(軽油引取税等の使途)

第七百条の五十 道府県は当該道府

県に納入され、又は納付された軽油

引取税額に相当する額(指定府県

は所有者とみなされる者をいう)。

第三章 第二節 都市計画税

第四節 都市計画税の課税客体等

第七百一条 市町村は、都市計画法

(大正八年法律第三十六号)に基いて

行う都市計画事業又は土地区画

整理法に基いて行う土地区画整理

事業に要する費用に充てるため、

当該市町村の区域内で都市計画法第

二条の規定により都市計画区域と

して決定されたものの全部又は一

部の区域内に所在する土地及び家

屋に対し、その価格を課税標準と

して、当該土地又は家屋の所有者

に都市計画税を課することができ

る。

2 前項の「価格」とは、当該土地又

は、家屋に係る固定資産税の課税標

準となるべき価格(第三百四十九

条の三第一項又は第八項の規定の

適用を受ける土地又は家屋につき

ては、その価格にそれぞれ当該各

項目に定める率を乗じて得た額)を

いい、前項の「所有者」とは、当該

土地又は家屋に係る固定資産税につ

いて第三百四十三条(第三項を除く)において所有者とされ、又

は所有者とみなされる者をいう。

(都市計画税の納期)

第七百一条の六 都市計画税の納期

は、四月、七月、十二月及び二月

中において、当該市町村の条例で

定める。ただし、特別の事情があ

る。

(軽油引取税等の使途)

第七百条の五十 道府県は当該道府

県に納入され、又は納付された軽油

引取税額に相当する額(指定府県

は所有者とみなされる者をいう)。

第三章 第二節 都市計画税

第四節 都市計画税の課税客体等

第七百一条 市町村は、都市計画法

(大正八年法律第三十六号)に基いて

行う都市計画事業又は土地区画

整理法に基いて行う土地区画整理

事業に要する費用に充てるため、

当該市町村の区域内で都市計画法第

二条の規定により都市計画区域と

して決定されたものの全部又は一

部の区域内に所在する土地及び家

屋に対し、その価格を課税標準と

して、当該土地又は家屋の所有者

に都市計画税を課することができ

る。

2 前項の「価格」とは、当該土地又

は、家屋に係る固定資産税の課税標

準となるべき価格(第三百四十九

条の三第一項又は第八項の規定の

適用を受ける土地又は家屋につき

ては、その価格にそれぞれ当該各

項目に定める率を乗じて得た額)を

いい、前項の「所有者」とは、当該

土地又は家屋に係る固定資産税につ

いて第三百四十三条(第三項を除く)において所有者とされ、又

は所有者とみなされる者をいう。

(都市計画税の納期)

第七百一条の六 都市計画税の納期

は、四月、七月、十二月及び二月

中において、当該市町村の条例で

定める。ただし、特別の事情があ

る。

(軽油引取税等の使途)

第七百条の五十 道府県は当該道府

県に納入され、又は納付された軽油

引取税額に相当する額(指定府県

は所有者とみなされる者をいう)。

第三章 第二節 都市計画税

第四節 都市計画税の課税客体等

第七百一条 市町村は、都市計画法

(大正八年法律第三十六号)に基いて

行う都市計画事業又は土地区画

整理法に基いて行う土地区画整理

事業に要する費用に充てるため、

当該市町村の区域内で都市計画法第

二条の規定により都市計画区域と

して決定されたものの全部又は一

部の区域内に所在する土地及び家

屋に対し、その価格を課税標準と

して、当該土地又は家屋の所有者

9 第三百五十八条、第三百七十四条及び第三百七十五条の規定は、

第一項の規定によつて固定資産税の賦課徴収の例により賦課徴収を行ふ都市計画税について準用する。

第三節 水利地益稅等

第百二条第一項中「ア」を削り、同条に次の
一項を加える。

市町村は、第七百一十条第一項の規定によつて都市計画税を課する場合においては、第一項の都市計画法に基いて行う事業の実施に要する費用に充てるための水利地盤税を課することができない。
第七百三条の二第五項中「三万円」を「五万円」に改める。

第七百四条の見出し中「目的税」を「水利地盤税等」に改め、同条中「目的税」を「水利地盤税、共同施設税及び国民健康保険税(以下「水利地盤税等」という。)」に改める。

「中目的税額」を「水利地盤税等」に改める。
〔目的税額〕を「水利地盤税等の税額」に改める。

3 道府県知事は、第一項の規定によつて償却資産の価格等を決定した場合においては、總理府令の定めるところによつてその結果の概要調書を作成し、毎年四月中にこれを自治庁長官に送付しなければならない。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、軽油引取税に關する部分（附則第十一條を除く。）は、昭和三十二年六月一日までの期間内で政令で定める日から施行する。

(新法の適用区分)

方税法(以下「新法」という。)の規定は、この附則において特別の規定があるものを除くほか、法人の道

項第三号の規定は、昭和三十一年三月三十一日の属する事業年度分の事業税から適用する。
(遊興飲食税の徵收猶予等に関する規定の適用)

第一百二十二条の三の規定は、この法律の施行の日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(地方税法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき遊興飲食税から適用する。

(市町村民税に関する規定の適用)
**第六条 昭和三十一年度分の市町村
民税に限り、所定第三百十条第一**

項の表を適用する場合における市町村の人口は、昭和三十一年三月三十日までの間に昭和三十年国勢調査の結果が官報に公示されたときは、同条第三項本文の規定にかかるらず、当該公示に係る人口によるものとする。

(固定資産税に関する規定の適用)
第七条 昭和三十一年度分の固定資

産税に限り、日本放送協会の所有する固定資産で新法第三百四十九条の三第八項の規定の適用を受け

るもの（以下「日本放送協会の固定資産」という。）に対して課する固

定資産税については、同項中「二分の一」とあるのは「四分の一」と、

日本放送協会の固定資産及び日本中央競馬会の所有する固定資産のうちこの法律による改正前の方税法第三百四十八条第二項第十七号に掲げるもの(以下「日本中央競

馬会の固定資産」という。)に対し
て課する固定資産税については、

新法第三百六十二条に「四月、七月、十二月及び二月中」とあるのは「昭和三十一年十一月及び昭和三十二年二月中」と、新法第三百八十三条中「一月三十一日」とあるのは昭和三十一年八月三十一日

替えるものとする。

産税に限り、新法第三百四十九条の四第一項の表を適用する場合における市町村の人口は、昭和三十年三月三十一日までの間に昭和三十年国勢調査の結果が官報に公示されたときは、同条第五項本文

の規定にかかるらず、当該公示に係る人口によるものとする。

(電気・ガス税に關する規定の適用)
第十一条 新法第四百八十九条第五項
及び第六項の規定は、昭和三十二年四月一日以後において使用する電氣又はガスに對して課する電氣・ガス税から適用する。

第二号の規定による元売業者の指
定、新法第七百条の十一第一項の

規定による軽油引取税の特別徴収義務者の指定、新法第七百条の十

二第一項及び第二項の規定による
軽油引取税の特別徴収義務者の登
録及び証票の交付、新法第七百条
（五百二十条第一項の規定）

の十五第一項及び第二項の規定による免稅証の交付並びに新法第七百条の二十五の規定による自治庁職員の質問、検査又は採取は、軽油引取税に關する部分の施行の日前においても行なうことができる。この場合においては、新法第七百条の十三第一項第一号及び第二

ますが、その奨励のねらいはどこにあつたのでありますか。

○山内政府委員　ただいま申し上げま

したように、軽油を使うということは、燃料消費の上からいきまして非常に経済な点がありますのと、特に日本のよ

うに石油の生産国でない日本におきましては、そういう場合におきまして非

常に經濟的なものを奨励をいたしたい

といふ國策的な見地から、軽油の奨励をして参つたのであります。

○壇内委員　國策として軽油車を奨励する理由は適当であります。しかし、これ

を使用する人の立場から見ましたなら

ば、ガソリン車を軽油車とはいずれが有利であるが、その利点と不利な点と

○山内政府委員　ただいま申し上げま

したように軽油におきましてはその効率と申しますか、外貨の節約という点におきまして非常に有利な点があるわ

けでございます。しかし他面揮発油に

対しまして修繕費あるいは償却費とい

うような面におきまして一・五倍ないし二倍程度経費がかかるといふ難点があ

るわけでございますが、それらの点におきましては現在私の方でもいろいろ技術的な改善をいたしておりますわ

○壇内委員　軽油自動車の利点は燃料費が低廉であるといふところにあるこ

とはもちろんであります。従いまして

そのほかの修繕費、部分品購入費とい

うような場合におきましては、むしろ軽油自動車が非常に不利なのである。

それにもかかわらず一般が現在軽油車を使っておるのは一に燃料費が安いといふところにあるようございますが、しかばこの燃料費が高価になる

ということになりますと、軽油自動車の奨励の國策といふものは行き詰ります。

○山内政府委員　運輸省といましま

てはもちろんそういう燃料政策上ある

いは外貨節約上軽油といふものの価格

が安いことを望んでおるわけでござい

ます。

○壇内委員　燃料費等が増加すると他

にこれを賦課していくといったような

関係から、ももすれば旅客運賃とか貨物の輸送運賃といふようなものが上つていかなければならぬなといふような

状態になることをおそれるのでござい

ます。しかし運輸省はどうな

状態になることをおそれるのでござい

ます。そこで運輸省はどうな

ふうにお考えになりますか。

○山内政府委員　運輸省におきまして

も政府の低物価政策に即応いたしま

して、公共の輸送機関であるバスあるい

はトラックといふものの運賃の低廉を期待いたしておるものでございます。

○山内政府委員　ただいま申上げま

したように軽油におきましてはその効率と申しますか、外貨の節約といふ点におきまして非常に有利な点があるわ

くところの税制が、わが国の自立經濟に適しなかつたという見地から、一般に税金の問題についてお伺いいたしました。占領軍の日本弱体化政策に基くとして年々減税の措置が講ぜられておるのであります。ひとり自動車事業についてはほとんど毎議会ごとに議題が行われておるのであります。そこで増税が行われておるのであります。そしてその理由は、道路の整備のために負担しておる税金または受益者負担金といふようなものの実情はどうなふうになつておりますか。運輸省局にお伺いしたい。

○山内政府委員　戦後自動車関係に対

しまして税金、特にガソリンの税金といふものは、御承知のように道路の目的的

的性格から年々上昇いたしております。しかし運輸省といましましては

車の税金をさらに増加せんとするこ

とが、一休現在自動車使用者が道路の整備のために負担しておる税金または受

益者負担金といふようなものの実情はどうなふうになつておりますか。運輸省局にお伺いしたい。

○山内政府委員　戦後自動車関係に対

しまして税金、特にガソリンの税金といふものは、御承知のように道路の目的的

性格から年々上昇いたしております。しかし運輸省といましましては

車の税金をさらに増加せんとするこ

とが、一休現在自動車使用者が道路の整備のために負担しておる税金または受

益者負担金といふようなものの実情はどうなふうになつておりますか。運輸省局にお伺いしたい。

○山内政府委員　戦後自動車関係に対

しまして税金、特にガソリンの税金といふものは、御承知のように道路の目的的

性格から年々上昇いたしております。しかし運輸省といましましては

かかるておる税金は、第一に揮発油税、第二が地方道路税、第三が自動車税、第四が道路法に基くところの受益

の均衡といふ問題をあわせまして今回に期待することはできないと思つておるのでございます。

○壇内委員　運輸当局にお伺いしたい

のですが、ただいま奥野政府委員のお

話のように、なるほど軽油自動車は燃

料においてガソリンよりもやや有利になつておるに違ひありません。それが運輸省を初めとしてやつておる日本における軽油車奨励の國策の基本になつておるに違ひません。そつういうふうな意味において一八%を占めています。しかし運輸省といましましては、なかなか車両または労役の無料提供といふようなことをやつておるのであります。そこで増税が行われておるのであります。そつうしてその理由は、道路の整備のために負担しておる税金または受

益者負担金といふようなもののがあり、その上に最

近になりましたは昨年から自動車の損

傷保険料といふようなものがさらにおけられておる。さらに現地におきまし

てはトラックであるとかブルートーダー

であるとか道路の改修用の寄付が行わ

れ、また道路の修理等に際しましては

非常に負担が多いにもかかわらず、一

般的の税の輕減の國策に逆行して自動

車両または労役の無料提供といふよう

なことをやつておるのであります。そこで増税が行われておるのであります。そつうしてその理由は、道路の整備のために負担しておる税金または受

益者負担金といふようなもののがあります。そこで増税が行われておるのであります。そつうしてその理由は、道路の整備のために負担しておる税金または受

益者負担金といふようなもののがあります。そこで増税が行われておるのであります。そつうしてその理由は、道路の整備のために負担しておる税金または受

益者負担金といふようなもののがあります。そこで増税が行われておるのであります。そつうしてその理由は、道路の整備のために負担しておる税金または受

益者負担金といふようなもののがあります。そこで増税が行われておるのであります。そつうしてその理由は、道路の整備のために負担しておる税金または受

地方財政が非常に困つておるものでありますから確保して参らなければなりませんし、今申しましてよろしく負担

の均衡といふ問題をあわせまして今回に期待することはできないと思つておるのであります。

○壇内委員　運輸当局にお伺いしたい

のですが、ただいま奥野政府委員のお

話のように、なるほど軽油自動車は燃

料においてガソリンよりもやや有利になつておるに違ひません。それが運輸省を初めとしてやつておる日本における軽油車奨励の國策の基本になつておるに違ひません。そつういうふうな意味において一八%を占めています。しかし運輸省といましましては、なかなか車両または労役の無料提供といふようなことをやつておるのであります。そこで増税が行われておるのであります。そつうしてその理由は、道路の整備のために負担しておる税金または受

益者負担金といふようなもののがあります。そこで増税が行われておるのであります。そつうしてその理由は、道路の整備のために負担しておる税金または受

とか、そういう自動車の中でも非常に公用益性のあるものは、運賃そのほかが許可制になつており、しかもその料金をきめるときには現在の諸税との関係が基礎になつてきめてあるので、それをさらに増加するということになると、旅客並びに貨物の運賃を上げるといふようなことになるおそれがあるにございますが、それに対しても自治院はどんなふうに考えますか。

して、一本釣のポンポン船というものが軽油を使つておりますが、いろいろ調べましたところ、現在の事業において最もみじめな沿岸漁民であり、さらに現在よりも四割も軽油税がかかつていいというのでは、非常に社会政策上困る、こういう観点で三十五万キロに及ぶところの漁民用軽油を主体といたしました課税除外という処置をとりました。それ以外に他意はないのでござい

法律を無視したことなどございませんか? どうぞ
うに考えております。道路に関する要
用でございますので、市町村道の補助
金に充てても差しつかえないわけでもな
りますが、しかし主としてお話のござ
いましたように新設、改良、修繕、そ
ういう目的に充てていくよう指導し
て参りたいと考えております。

○**堀内委員** その道路の旧債の償還等
か人件費、事務費、失業対策等に使わ

対しましては三年以下の懲役、百万円以下の罰金並びにこれを併科するところのような規定があるようでござりますが、これを使用者の方面から見たらどうぞどんなふうになりますか。たとえば補助金に係わる予算の執行の適正化に関する法律といふようなものの中には、補助金等を他の用途に使用した場合は三年以下の懲役、五十万円以下の罰金云々というような規定があるのでございますが、この方面的用途を監督する

的に目的税としての目的を達しなければならぬと思います。従つてこれがが逆に反するような傾向のある場合においては、とくと指導いたして間違いないようにいたしたい、それが法律問題となる場合にはこれは別個の観点でもあらうと存じます。われわれといいたしましては目的税が厳格に行われといふ意味で指導していきたいと考えております。

○通内委員 次に軽油引取税の課税対象の範囲を、軽油の利潤負担の均衡をねがるといふことになつて参りますと、あるいは同じような税率でなければならないのかどうか、もれません。しかし先ほど来いろいろお話をになりましたような点も考慮いたしまして、軽油引取税の税率は、揮発油税と地方道路税を合せましたもの半分以下に定めようとしたとしておるわけであります。

○場内委員 次に本税の創設の目的は、道路に関する費用に充当するとあります。が、この意味は道路の新設、舗装その他改良、維持、修繕等の道路の直接費のみに充当するのであります。か、それとも市町村に対する交付金とか、古い道路公債の償還とか一般の人件費、事務費または失業対策費といふようなもの等のいわゆる一般財源に使⽤するのではないか、私はかつての道路費に対するガソリン税におきましては、その創設の当時におきましたは、一般財源より二百億はあったのであります。が、それが第二年度からは一般財源の分は削除されてしまった。そろし

○奥野政府委員 道路に関する費用の解釈の問題になろうかと思うのであります。しかし人件費でありまして、修路工夫等の人件費は一種の修繕費だと思いますし、そういうものにすらしても差しつかえないのではないかと思つております。しかしながら、狭義の道路費に充てるよう進めておられます。

○奥野政府委員 法律を執行する機関としておなじみますので、法律の以外のこととをやることいぢうようなことは全然予想しておりません。法律で義務づけていることでござりますから、そういううえに守られるという観点に立つておられます。住民といいたしましては法律違反の疑いがござりますれば、会計検査を求めていくこともできるわけであります。万一そういうことがあれば、あらためて必要な措置をとらなければならぬということとも考えられますがけれども、そういう事態は予想されないと考へております。

れ、人間がその良心のもとにおいて融かされるということになれば、法律は何にも要らないのですって、そういうふうな見解でやられたのでは、私どもはこの監督の点においては納得できまいのでございます。この点について私は何かそのようなことをこの法令の中へつけ加えるかどうか、いま一度大臣の御意見をお伺いしたい。

○太田國務大臣　政府委員の答弁しな後に……。

○奥野政府委員　御承知のように自治府長官が第二の検閲をすることができるのでありますし、また検閲をしていろいろと助言勧告をいたして參つてきているわけであります。そういう

か。 ようなことはいかがであるか。もし農水産等の関係を言うのであるならば、この間の事情についてはすでに自動車には自動車税が課税されてゐるといふ意味において、この関係は均衡を保つておるものと考えますが、いかがですか。

費の全額をまかならないということになつた前例から見まして、この税金が地方の一般財源または赤字補てんに使用されるようなことはないかということをお尋ねにおそれるのでござりますが、この点についてはいかがでござりますか。

○奥野政府委員 先般運輸省と相談をいたしまして、この使途につきましては、堀内さんがお話になりましたようない道賃費に向けるように指導して参りたい、同時にその財源の使途につきましては、使用者の意見等も十分徴するようにしてもらいたいという趣旨の通達を出す予定をいたしております。

○堀内委員 私是非常に驚いているのですけれども、住民は、納税者は悪いことをするかもしれないからそれを取り締る官吏なり、政府、地方庁の当局はそういうことをすることは予想されない、そういう考え方でおられるのならば、はなはだ遺憾であります。大臣のその点についての御意見を伺いたい。

よくな助言勧告をしても何ら守られないということは、今までにおいてます。ないのではないかというふうに思つてあります。またそこまで地方団体が法の規定を守らないようになつてしまえば、法の権威といましようか、地方団体の性格そのものを変えていかなければならぬい、こういう問題にもなるのじやないかと思うのであります。その点については、万御心配のないように十分な努力をしていただきたいし、現

在の法制でそれは可能だというふうに

考えておるわけであります。

○堀内委員 現在の法制でそれは可能だといなら、どういう法制によつてそれをやりになるかということをお伺いしたい。

○奥野政府委員 先ほどとも申し上げましたように、検問をいたしまして、これを対して勧告をしていく権能というものを自治庁長官が持つておるわけであります。従いまして、そういう緊急の起りました場合には、直ちに検問をいたしまして、そうしてそういうことのないよろんな勧告をいたしたい、かように考えておるわけであります。

○**堺内委員** 先ほども申しましたように、昭和三十年度に制定の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第三十条の罰則によれば、補助金等を他の用途に使用した者は、三年以下の懲役、五十万円以下の罰金並びにこれを併科することができるということになつておりますが、こういふよくなつておらず、現在の税金の使用との關係において、どんなふうに取り扱つていく考へえてござりますか、大臣の方にお伺いしたい。

○太田國務大臣 違法のことにつきまつての規定は、その通りに行われるものと思います。御案内の通り、今日の自治法のもとにおける政府の監督権といふものは、公にはありませんので、ただいま申しました検査をするとか、あるいは助言及び勧告をするといふような限界にとどまつております。税務度において万全を期していくこうというので、事違法ということになりました

場合には、法律の規定が行われること

と存じます。

○堀内委員 本税の創設によつて予定せる価格は、三十七億九千六百万円といふようになつております。そしてその額が一キロリットルに対し六千円といふことになつておりますが、

○奥野政府委員 年間の消費量は百萬キロリットルと考えております。そのうち農漁業用その他非課税の分を三十五万キロリットルと予定いたしております。あと六十五万キロリットルのうちで、特約業者の段階で税金を徴収してもらいますので、一%内外の欠減量を見なければならないのじゃないかと

いうふうに思つております。そういうた
めに、今お話をのような数字になつ
て参るのであります。

○堀内委員　運輸、通産、防衛、農林
等の各省にわたくつて調査したいところ
によりますると、大体防衛関係におい
て四万五千キロリットル、鉱工業の方
面において九万二千キロリットル、自
動車において六十四万キロリットル、
その他三万五千キロリットルで、この
方面的課税分が六十一万二千キロリッ
トルといふふうになつてきておるので

○異農政府委員 明確な数字はないわけでありまして、大体五十万から六十万キロリットルくらいじゃないだろうかといふふうに思つております。

○堀内委員 この際運輸省当局にお伺いしますが、現在自動車の増加の傾向が、先ほどあなたが二割増と言つてお

られました。私は二割五分くらいの増

になつておると勘定しておるのでござい

○山内政布委員 私の方の予想では、
動車関係でどのくらいに見ておられますか。

三十一年度六十一万キロリットルと考
えております。

○奥野政府委員 先ほどちょっと申し上げましたように大体課税対象の軽油が六十五万キロリットルくらいに考へておるわけでござります。現在機械油等につきましては課税をする建前をとつておりますけれども、軽油の価格が上つて参りますので、大部分灯油の方に逃げていくのではないかというふうに考えております。それはけつこうなことだと考えます。逃しまして、自勤

車だけの分り若干多い部分が課税対象になるのじゃないかというふうに思っております。

衝をなされているか、ちよつとお伺い

したい。

○ 岩井政府委員 軽油の消費量につきましては、通産省の石油課と話し合いをいたして参つております。十分連絡もついている次第であります。

よなことであり、私どもの調査にいたしましても、この六十五万キロワットといらうのはあまりに辛いと思うのでござります。そこで私はこれを少くも八十万キロワットは大丈夫だ、金額で百五万キロワットになりますが、八十万キロワットは課税の方に十分にけると思うのでござります。そこで、この点に対してもお伺いするので

あります。そうしますれば、大体一キロリットル税金の額が四千円ないし五千円くらいの程度で、私は十分御期待の税額を徴収できると思うのですが、いま一度その点について伺いたい。

○堀内委員 あなたは通産省と御交渉になつたといふ話でござりますが、自動車の問題等につきましては、通産省以外に運輸省もあることであり、しかも私どもの調査によりますれば、非課税になる部分は六十五万キロリットルくらいになるのではないかというふうに予定をいたしております。

が、あなたは三十五万キロリットルと

言われますが、非課税は大体三十万

キロリットル、それから一般的の課税が八十万キロリットルというのが常識になつてるのでございますが、この点について将来一つ運輸省そのほかとさらに検討されて、そろして確実のこと

るを出すよう、一つ御尽力を願いたいと思います。そしてそれによつて、この税率六千円を、四千元ないし五千円のところへ引き下げるということについて努力してもらいたいと思いますが、奥野さんの御意見を伺いたい。
○ 奥野政府委員 お話を点については、運輸省とも十分連絡をいたして参りたいと思っております。ただ経油の

○ 堀内委員 次に大臣にお伺いしたいのですが、仄聞するところによりますれば、過般の知事会議において、各府県の赤字を補てんするために、自動車の取得税というものをかけようぢやないかということが決定しております。そししてこの意見に対しても、自治守

も同意を与えているというようなことを流布されているのでございますが、この真相をお伺いしたい。

○太田国務大臣 私知りませんから、

部長からお答えいたします。

○奥野政府委員 御承知のように、地方団体が法定外の普通税を設けようとした場合は、自治府長官の許可を受けなければなりません。しかし地方税法上、自治府長官は特別に法律に掲げた事由がない限り許可を与える

なければならぬ、こういう法制になつてゐるわけでござります。従いまして、今お詫のような税を申請してき

た場合に、これを拒否する法律上の根拠がないのじやないだろうか。こういふ心配を持っているわけでございます。決して自動車取得税を設けなきい、こういふよくな勧告をいたしてはおりませんが、ただ地方団体が許可を申請してきた場合には、これを拒否することはできないのじやないかといふ

ふうに考えております。

して国庫においてこれを徴収して、特殊の交付税といったような形式において各府県に交付することについて、大

臣の御意見をお伺いしたいと思ひます。御承知のように、今道路は府県の県境を越えておりまして、しかもその

利用距離はこのごろ非常に増大しております。トラックのこときも現在五百キロの距離を走る、現

ヨコの長距離の営業をやめてある。輸送業者
光自動車は非常に遠くから各地へ入つ
てきてるのでございまして、そういう

う意味から都市における自動車が地方の道路を利用してこわすことが非常に多い、しかも地方はみな貧弱県であり

ますのでそれが補修できないということになつておるのでござります。そこで私はガソリン税と同様にこれを国税

として徴収して、そして各府県における改修を要する道路のキロ当たりを基準にして、これを特別交付税とするよ

うな形式にして支給するのが妥当では
ないかと存じますが、御意見を伺いた

○太田國務大臣　交付税問題は非常に重要な問題でございまして、現状における三つの大きな国税から入ってくる

ことときども将来の税制調査の議題にすべきものだらうとさへ私は考えております。従つて今御指摘の税を国税にしてこれを交付税に回すという考え方はまだ認めております。ただいまのところではたしか五大市だけに取った金を回すなどの都市の付近の府県が非常に道路をござれたりしているという事実は私よりしておられます。ただいまのところでは手段が講ぜられているにすぎないのでございます。問題の主眼である交付税にするといふ考えは私は今持つております。

○**堀内委員** そこで私は建設省の方にお伺いしたいのですが、現在のよろんな観光地を中心とした道路の状態から見まして、建設省はこれをどんなふうにして将来改修していくかといふお考えを持つておりますか。

○**富権(勁)政府委員** 道路の整備につきましては、ただいまガソリン税相当額を財源としての五ヵ年計画を立てて実施することにいたしております。

○**堀内委員** その五ヵ年計画というのがきわめて遅々としておるばかりではなく、一番の問題は地方の府県といふものが貧弱でありますためにその中央の負担分が支弁できないといふような関係に、非常に道路の改修がおくれておるようになっておるのでござりますが、その点についてはどんなふうにお考えでありますか。

○ 堀内委員 次に運輸省当局にお伺いするのであります。今や自動車運輸は増税に次ぐに増税をもつてしているのに、他方人件費は年とともに増加しておるのでござります。そして現在運賃は原価を割らんとしておるような状態にあるのでございまます。ことに旅客の状況も大都市付近と地方とは収益において非常に違があり、道路そのほかの消耗におきましても、地方の府県においては非常に負担が多いといふことになつておるのであります。他方バス並びにトラックの運賃、昭和二十六年に制定された、ことにトラックの地域運送、地場運送と申しますか、この料金は昭和二十三年にきめられてそのままになつておるというようなことから、この問題が通りますと必然的に自動車の運賃なり、貨物の料金なりを引き上げると、いふようなことが起つてくると存じますが、これに対して実は大臣にお伺いしたいのですが、お見えになつておらないようでござりますので、当局の意見を一応お伺いしたいと思ひます。

○ 山内政府委員 その点につきましては先ほどちよつと触れたわけござります。公共事業の料金と申しますのは非常に社会生活に影響いたしますところが多いといふ点におきまして、われわれはそういう運賃をどうするかということは常に慎重な考慮を払つておられます。基礎的に申しますと、しかし

企業でござりますので、われわれの考えをもとでござります。しかし先ほど御指摘のありましたように、料金が非常に長い間据え置かれており、その間物価の騰勢あるいは賃金の上昇その他ガソリン等の負担も相当かかるつておられます。それらの点を将来十分検討いたしまして、この問題に対する結論を申し上げたいと思います。現在まだそういう詳細のデータを検討中でございますので、この席上で結論的なお話をすることは差し控えさせていただきたいと思ひます。

○堀内委員 最後に私はこの税金につきましてはその徴収の方法並びに税率、これの使用といった方面について格段の注意をお願いするということと、さらにこの税金のときはやはりガソリン税と同じように特別交付金といつたような方法によることが、現在の地方道路を直すのに一番いいのじやないかという意見を申し上げて私の質問を終ります。

○大矢委員長 次に中島君。

○中島(巣)委員 私、建設委員でありますのであまりこの問題を研究しておりませんので、ごく簡単に自治庁当局にお伺いいたしたいと思います。

まず軽油引取税創設の趣旨はどうであるか。それから農林水産用は非課税となつておるという話であります。そういうような二重の取扱いをしてお

れば課税量と非課税の量はどういふべきセントになつておるか。この引取税は先ほど奥野さんですかの説明によりますと、地方財政の財源に充てるけれども道路の整備の費用に充てるといふように言われているが、事実どうであるか。以上三点をお伺いいたしたいのであります。

○早川政府委員 第一の軽油引取税の目的は先ほども二、三申されておりましたが、第一はやはり地方財政が非常に逼迫しておることが大きな目的でございます。第二番目は先ほど部長から御答申し上げましたように、一般のガソリン自動車との均衡上ある程度までは軽油引取税をとってもよいを得ないのでないかという観点から納税をしていただくことになりました。最後にこれを目的税にいたしますゆえんは、御承知のように府県が実施する道路の整備費用が非常に逼迫しておりますので、その点におきまして本年度二十数億の財源をぜひいただきたい、こういう意味から課税をすることになりますわけでござります。

次の農水産関係の非課税は、先ほど申し上げましたように三十五万キロリットルという大部分が一本釣でみじめな生活をしておる零細な沿岸漁民の人たちのための燃料でございますので、自治庁当局といたしましては社会政策上そこを考慮いたしまして課税除外をいたしたわけでございます。さらには技術的に国税になりますと非課税に対するものなかなかむずかしいのでござります。地方税にいたしましたのと同様に、地方税にいたしましたのと同様に技術的にもそういう課税除外ということは、徴収上可能であるということになります。

事務当局で確認をいたしましたので非

○中島(巖)委員 そこで軽油引取税創設の趣旨は、地方財政の財源に充てるといふことと、自動車の免率に対する

均衡を保つことだ、こういうような二つの点はつきりしていただいたわけあります。そこで十九国会におきまして、當時の、現在もそうであります、が、國の財政が非常に困窮である、しかししながらこの困難の中においても道路の整備だけは緊急にやらなければならぬということで、議員提案によりまして、総議員の賛成によりまして、道路整備費財源等に関する臨時措置法なるものが、成立いたしまして、ガソリン税全額とそれに一般財源をプラス・アルファして道路の整備に充てなければならぬ、こういふことがはつきりと議員の総意によりまして法制化されておるのであります。しかるにその後見ますと、このプラス・アルファの方は削つてしまいまして、目的税としたガソリン税を失業対策であるとか、あるいは他の名前によつて非常に支出しておるといふのが現況であります、国会の総意によつて議員立法したもので、事務当局によつて常に毎年改正法律案なんかでゆがめられておるといふのが現状なのであります。その十九国会におきまして、先ほど政務次官の御答弁に、自動車の税の均衡を保つためといたことにおいて軽油自動車に対しても、これは一ヵ年一万円の自動車税を課してこそ、これらの政府の法案のもとに、それで均衡を保つた、かよくなわけあります。そこで私の考えいたしましたことは、これらの政府の法案のもとに、おのおの企業家はそろばんをとつて、そして自動車を購入するなり事業の計

画を立てておるにもかかわらず、十九

國会はこぢんまりとおきりと均衡を保つために自動車税を上げておるのが、わずか二年もたたぬにまた税制改革をすると、うのは、あまり政治内

○早川政府委員 二年前自動車税に若干の公平の考慮を加えましたが、その後ガソリン自動車の課税との均衡がなお十分でないということで今回自動車税の方よりも、軽油引取税という名目によりまして、一キロリットル六千円ということにきまつたわけでございまして、それがガソリン自動車その他との均衡問題に対しては、先ほど堀内委員に御答弁のあつたように、本来はそのまま一万三千円まで行くのが表面上は均衡を保つゆえんのように見えますが、いろいろな技術的の修繕とかその他の条件が軽油の方は悪いものですから、その二分の一以下といち引取税にしたわけでございまして、自動車税のあの課税率だけではあまりにもふつり合いかがひどくなるということをわれわれは考えておるわけでございます。なおそういう自働車の引取税を目的税に使うという趣旨は、国家の全般の方は存じませんが、自治体に閉する限りは、先ほど大臣が御答弁いたしましたように、道路の目的にからうように厳重にわれわれは指導していきたい。他に流用したりすることは絶対にない、今までなかつたのでございますが、今後も厳重に指導監督をいたしまして、あやまちのないよう、自治体に閉する限りはそういうことのないようになら

したいという強い決意を持つておりま

○中島(巖)委員 ただいま御答弁され
た方はどういう方ですか。

○中島(鹿)委員 それでは政務次官にお伺いいたしますが、あなたはそういうことはないと言いますけれども、昭和二十九年度において長崎県は警察の庁舎をガソリン税で建てておる、そういう事実がはつきりあるのです。私はこれに對して答弁を要求いたしました。

大臣に對して申し上げるのでありますけれども、とにかく自治厅にしましても下の事務官僚の數字でいろいろ大臣たちが引き回されている感が非常に強い、しかも十九国会において全議員共同提案で可決されたものを、その後幾多の一部改正案によつてゆがめられておる。ことにこの軽油税などは十九国会においてガソリン税と均衡を保つために、自動車税において一万円かけておる。これでかりに今次官が言われたように均衡がとれないとしたなれば、この一円を一万二千円とか三千円にすべきが当りますじゃないか。企業家は政府が出した法律を信頼している、それによつてそろばんをはじいて事業計画を立てるなり新しい車を購入するなりしておるわけである。それを朝令暮改、かくのごとく政治責任なくして法律をたびたび変えるということは、これは政府並びに大臣の責任である、こういうふうに私は考える。国民は安心して事業計画なり車両を買うことができないじやないですか。この点について大臣の所見をお伺いいたしました

○太田國務大臣　過去におきまして閣

係者が後指摘のようなことがあつたと
しましたならば、これは厳に戒めたい
と思います。私その経緯の点を存じま
せんが、お言葉の通りであります。

○中島(謙)委員 はなはだたよりない
申し上げます。朝令暮改といふ意味
は、この問題に關する限りはそり気には
する必要はないんじやないか、なぜなら
らば程度の問題でありまして、この国
会できまつたのをすぐ半年もせぬうち
に変える、これは私は朝令暮改だと思
います。しかし二年前のそういう自動
車税を今度は軽油引取税に変えまし
て、しかも地方財政は非常に逼迫して
おる。しかしながらそれは程度問題
で、このガソリン税と同じところまで
引き上げるという大改革でありますれ
ど、こういふ情勢を考慮に入れますな
らば、私は朝令暮改のそりは当らな
い、かように考えます。

○中島(謙)委員 この問題をえらい論
議しておつても何ですが、かりに事
業をやる上において、たとえば自動車
度の軽油引取税につきましては私自身
責任を持ちまして、その目的税の本來
の趣意にそむかないよう厳格にやっ
ていくつもりでござります。

一合購入すれば、最小限度運輸省でも

そう言っているのですが、五年から十年使うのです。つまりこの法令を信頼して事業計画を立てて、自動車を購入して運営するのです。

して道軌事業をする。しかも二年目で
もつて法律をまた改正される。これが
朝令暮改でないと言えますか。現に
軽油自動車を持つておるものは、この
法律を改正して、軽油税を創設する。
この政治責任は、非常に大きいものだ
であります。しかもその自動車を買って、
まだ四分の一か五分の一使わぬうちに、
ますが、この自動車税を普通の一級自
動車税率に引き下げた。そして現在政
府の見込みのキロリッター一千円であ
りますが、これを課税すると、三十七
億になる。そうしますと、この差額は
どれくらいな金額になるわけですか。
○奥野政府委員 自動車税の引き下げ
によります減税額は、三億円くらいで
ございます。従いまして、差額が増加
負担ということになつております。
○中島(巖)委員 そういたしますと、
三十七億の税収見込で、三億円程度し
ござります。従いまして、差額が増加
負担ということになつております。
○奥野政府委員 そうでございます。
○中島(巖)委員 そこでお伺いいたし
ますが、実際問題として二重課税にし
て、農林漁業用と自動車の使用という
ようなものは、はつきりと今後運用の
面において摩擦なしに監督ができるか
どうか、この点が非常に重要な点だと
感るのであります。それが第一点。
第二点といいたしましては、先ほどの
御質弁によりますと、地方財政ではあ

るけれども、特に道路の面へ使うといふことを御指示なさる、こういふようなお話をありますけれども、かりに道路の面に使うといたしましたなれば、十九国会において議員提案において決定いたしました道路整備の財源等に関する臨時措置法に基きまして、これも当然この自動車税とガソリン税と同様のワク内に入れて、そして国によつて地方へ配分すべきだ。先ほど堀内委員からもそういう説がありましたが、そ

どこの修繕をする、どこの改良をするかということは、むしろこれはもっぱら扱います府県住民がどこから先ににするか、自分の判断でやった方がよろしいのではないか。民主的な運営がよりよいのではないか。民主的な運営がより一層可能になるのではないかという考え方を持つておるわけであります。軽油引取税程度のものは、もとより府県の住民が好む方向に積極的に使わして参りたいというふうに存じております。

るかといふことは、自治局ではわからぬ。従いましてもしこれを奥野政府委員の言うよろに道路の面に振り向けるとしたならば、その担当官庁であるところの建設省の道路局がこれを割り当てることが、最も行政の運用上當を得たものだ、こういふうに考へるものであります。但し、自治局の御所見はいかがでありますか。

○奥野政府委員 販賣いたしました當業所所在地の府県の収入になるわけであります。

○中島(義)委員 これは非常に重大な問題で、課税の根本に大きな間違いがある、こういうふうに私考えるわけであります。この点をよく御研究願つておきたい。

本日は八人も質問者があるそりでもりまして、堀内委員もだいぶ明細な質問をされましたので、私もあまり長く

きものだ。従つてここに軽油船を課することはできない。この点が第二点、第三点といたしまして、農林水産業二重の扱いをする、ことに今の奥野政府委員の言われたような課税方策だすれば、非常にこそこそができるてしまう、こういうふうに考えますので、かゝつての経済警察の恐怖時代といふよなものを再現せしめるもとだ。つまり人為的の政治によりまして業者を恐るのどん底に落すような結果になる。

○奥野政府委員 第一点は非課税範囲にあるが運用上昆乱をしないかといふ點に考えておりますが、御所見いかがでありますか。

○中澤委員 たたいま厚野政府委員の説明によりますと、いろいろな官庁のあれによつて非課税と課税との関係を調節ができるといふふうなお話であります。これはおそらくかつてのもの

用者に還元する。言いいかえれば軽油引取税が徴収されるような団体の財源になりました、軽油引取税を負担したような人たちの使ふ道筋に向けて、この

なつて迷惑をかけてもいけませんの
で、そろそろ質問を打ち切ることにいた
たしますけれども、私はこの軽油引取税
の創設に対しまして、根本的に反対す
をするものであります。それは若局、

ういうあらゆる点から見まして、まあ自治庁はあきらめてこの法案を撤回すべきである。こういうように考えるわけでありまして、以上御答弁は要りませんけれども、よくお考へ願いたい、

問題であります。もとより全面課税した方が、税の姿がすっきりすることは、いままでございません。しかる現在考えておりまする非課税の範囲も、かなりしぼって運営して参りたい。特に免稅証の交付の申請を求めまして、そしてその場合にはどの店で買うかといたることを明確にしもらら。そうしますると、免稅証を買い集めて不当に免稅軽油を手に入れるというおそれなくすることが可能になつてくるのではないか。免稅軽油使用者とそれから軽油販売店との間のルートをつけておくことによつて、横流しを防止して参りました。

経済統制時代の経済違反のよななこととを惹起するもとでありまして、こういふような二重課税にするなんということは、根本的に避けるべきものだ。かうりに零細なものでありましても、農林水産にいたしましても、自動車事業にいたしましても、公共性という点には大差ないものである。従つてもしかるべきものなら一律にかけるべきものだ。うわさに聞けば、河野農林大臣が強いためにこらしたということですが、事実のほどは知りませんけれども、そう私は考えるわけであります。従いまして次にお伺いすることは、た

金が投げられてゐるわけではありません。決して中央政府でこれを割り当てるということは、一切ないわけでござります。税でございますので、税源のあるところで収入になつて参るわけであります。なお公共事業でありますても、地方負担がござります。その地方負担以上にまた単独の道路費も負担していくということを、御了承願つて招きたいと存じます。

根本問題といたしまして、十六国会において議決いたしました道路整備の財源等に関する臨時措置法、いわゆる議員提案によつて国会の絲意によつて決定したそのときには、揮発油税を増額して課してある。これに基いて、いろいろの企業家は事業の立案をしておる。にもかかわらず、わずか二年足らずでこういう税制改革をするといふとの政府の政治責任をまずこれは追究せねばならぬと思うのであります。第二点といたしまして、これは先ほど質問いたしませんでしたけれども、わが国の軽油自動車の発達というものは実

かように考えるわけであります。私の
質問はこれで打ち切ります。

○大矢委員長 それでは次に青野武、
君。

○青野委員 私は運輸委員をしておりま
すので、質問者も多いことであります
から、要点だけをこく簡単に関係考
え方に質問をしたいと思います。

まず第一に運輸省の自動車局とし
て、この軽油税に対し大体反対の意
思を持つておられるように私は考えて
おりますが、自動車局長は、この点に
ついて具体的にこういう理由であるか
ら自動車局としては反対である、こうい
ふふうの同い、といふ。

第二点の道路整備五ヵ年計画の財源に充てるべきじやないかという御指示でござりますが、道路整備五ヵ年計画の対象になつております道路は、たしか国、府県道の一割くらいでなかつたかと思います。非常に多くの府県道もあるわけでございまして、府県道の

ら、そうした方がいいというようなな説でありましたけれども、結局この財源を握っているのは、道路局ではなくて自治庁である。従って各県がよく実情を知つてから各県の言い分でこれを交付するといったところで、各県がどんな均衡のとれたバランスの上にあ

○中島(穀)委員 それならば、なおこの課税の点に対しまして、非常な問題が出てくる。たとえば長野県なり埼玉県の車が横浜で買つてきた場合には、横浜の税収になる、こういうふうに解してよろしいですか。

イギリス、アメリカに日本は劣らぬとい。しかもこれが輸出に非常に向いておる。その大きな原因は軽油税を創設しなかつた、こういう点にあるわけであります。すなわち国際収支の面から見ましても、どうしてもこれは育成すべきものだ。貿易上から見て育成すべ

合の諸君が、低い給与ベースで非常に生活も困つておるから、この税金がかかるようになれば、会社の運営上給与の配分とかあるいは給与のくぎづけ等も行われるということを考慮して反対をしておる。それから自動車関係の業者あるいは団体がほとんど大部分反対を

しておられる。私どもが決定をいたしました、二月から実施しております自動車損害賠償保障法、この法律が実施せられてから、自動車の営業者は、今までにかけておらなかつたこの保険料の負担をしておる。大体課税方針としては、自動車を持つておる営業者の諸君は、税金の点ではもう限度がきておる、このように大体考えております。

それからこれが実施せられるようになれば、御承知の通り販売店の店頭で、非課税と課税が区分されておるので、免税証明書が横流れをする。軽油の不正取引が行われる。脱税等が公然とあふらうな諸点を考慮いたしまして、私どもは軽油引取税というようなものは国会に提出すべきではないといふ立場をとっておりますので、具体的にどういう反対理由を持つておられるか、まず運輸省の自動車局長は自動車局を代表して一つ意思を表明してもらいたいと思う。と申しますのは、地方行政委員会で三月一日と思ひますが、公聴会が何かお開きになつて、参考人としてはいろいろな希望があつたと思います。そのときであつたかどうかわからぬが、運輸省の自動車局として活動、産業活動上きわめて重要な役割を果しているが、いまだわが国においては諸外国のレベルに達し得ず、その育成助長をはかりつつある段階であり、また自動車使用者、なんんすく自動車運送事業者等の担税力がすでにその限界に達している現状において、これを

無視するがごとき軽油税の創設は取りやむべきである、こういう意思表示をなさつておると私は聞いておる。そういう点について今私が申しましたようなことが事実とすれば、具体的にどのようなことが反対の理由になつておるか。これはぜひきょうの連合審査会で御発表願いたいと思います。

○山内政府委員 大だいま青野先生からお話をありましたように、公聴会におきましての意見は、きまる前にそ

うことで、運輸省といたしましては、この軽油税といふものが、終局的に言いますと、ないとの方が望ましいのではありませんが、財政上の必要があることは、できるだけ低いといふことがわれの希望であつたわけであります。一応現在政府といたしまして国会の御審議を願つておりますので、そらうが、前回の反対論説を示せといふことでお答え申し上げたいと思ひます。まず第一点はただいま御指摘のありましたように、自動車の企業といふものが、前回の反対論説を示せといふこと

で御提案になつておるわけであります。そのためにこれは國といたしましてどうしても助長し監督をしなければならない。ところが監督面は相当やつておりますが、そういう点で他の企業といふものが、前回の反対論説を示せといふこと

でお答え申し上げましたとおりであります。まず第一点はただいま御指摘のありましたように、自動車の企業といふものが、前回の反対論説を示せといふこと

で御提案になつておるわけであります。そのためにこれは國といたしましてどうしても助長し監督をしなければならない。ところが監督面は相当やつておりますが、そういう点で他の企業といふものが、前回の反対論説を示せといふこと

で御提案になつておるわけであります。まず第一点はただいま御指摘のありましたように、自動車の企業といふものが、前回の反対論説を示せといふこと

で御提案になつておるわけであります。まず第一点はただいま御指摘のありましたように、軽油自動車は国策的な見地から助長し普及することをわれは望んでおります。それは軽油を安く低くといいますか、なるべく値上がりをしないで、それで低物価政策に協

力をしていきたいという気持も強いわ

けであります。その間のジレンマに

によりまして伸びます。ただそのため

と私は信じておるのでですが、この揮発

されると、運賃に四%くらい響くとい

うわれわれの計算になつております。こ

れで企業が非常にぎりぎりになつてお

りますために、われわれといつまし

うわれわれの計算になつております。こ

れで企業が非常にぎりぎりになつてお

りますと、三百七億二千万円に加え

ては別途の社会政策的意味から、そろ

うわれわれの計算になつております。こ

れで企業が非常にぎりぎりになつ

の増加率を御考慮なさつて資料を作ら
れれば、かなり的確なものができ上る
と私は思ひ。そうすることによってあ
まりに見積りが過大に食い違うことの
ないよういたさなければなりません
が、この点はどうでしよう、大体運輸

省の自動車局としては全国でこの税の対象になつておる自動車は、どの程度の増加率を示しておるかということをまず承わつておきたいと思う。

○山内政府委員 先ほどどちらつと数字

苦しみをかけております。運輸省に於いては、いわゆる三公社課税において国鉄に非常に大きな負担をお願いをしておるようなわけで、また郵政省にしては、電電公社が電話のない村をなくしようとして計画されておるその部分も制限して、ようやく今度賛成していただいたような次第であります。事業家の立場の計算、それから助成すべきかいかないかという国策の点、よく了解をいたしました。

また二年の間に変わったところを、やはり国策の変更でござります。二年が短いか長いかは別と見て、これは私ども大いに戒めなければならぬことだと思います。ただ私の知る限りにおきまして、地方財政の現状が非常に困ったところへ来ておりますので、かような点を訴えまして、今回やつたわけでございます。

たさなければならない。ことに自然増
収の見積りといふのは、税の見積り
の中で一番厳格にしなければならぬ。
悪くすれば増税になり、苛斂誅求になら

るものでございまして、その点につきまして数字の点は私はなはだ失礼ですが承知いたしませんので、税務部長からお答え申し上げることにいたしま

○奥野政府委員　揮発油税の問題でありますので、大蔵省の方から御答弁をしていただきます。

○吉国説明員　ただいまお話をございました揮発油税の自然増収の問題でござりますが、御指摘の通り二十九年、三十年はまだはつきりいたしませんが、両年とも相当な二十九年は五十五億程度の自然増収が出ておりま

いうことは見積つておるわけございませんが、当初の見積りにおきましては、先ほど自治庁の税務部長からお話をございましたように通産省の需給計画等を参照いたしまして適正な見積りをいたしておりますが、最近需要額の増加が年々非常に大きくなつて参ります関係で、どうしてもそのような誤差が出てきておるわけでございます。

なおただいまお話のございました三十一年度につきましては、その点でかなり大きく自然増収を考えて見込んでおりますので、あまり大差はないのではないかと現在は思つております。

○青野委員 税務署側の御意見として、今御答弁がありましたが、大阪府の税務長で播磨重男さんといふ人がこらいうことを言つてゐるのです。政府はすでに昭和三十一年度の予算が成立した以上予算の組みかえは困難とのことで、理論的には第十九国会の御決定による一キロリットルにつき一千円程度の課税が妥当であるが、軽油引取税の予算額を地方財政の補助金として交付し、全消費者の均衡負担とされたいい。そして農林水産あたりを除外している今、私が先ほど申し上げましたように、農林関係者の補助金として還元する場合は土地改良費に充てる、水産に関しては漁港の改修に充てる、自動車の道路整備に充てる、こういう方針を政府はまとめて、間違つたら困るからといって必要な法制化をやる、こういうふうにやればさしつかえないのではないかという意見が、税務長という立場における人の意見として出されており

それから自動車関係の諸税が国会に提案され、年々増徴の一途をたどつてゐる現状にかんがみて、恒久性のある適正な課税について研究願いたいということです。朝令暮改で、あした決定したものを晩に改める、根本的な税法を一年か二年の間に作り変えてしまつた、そういうことで現在は軽油引取税というものは何も税金としてかけているわけではないのです。ところがこういうようになると税務署としても困る。私も先ほどちょっと触れましたが、第一、一キロリットルについて六千円とはつきりきまつておりますので、たとえば私たちの悪い業者が非課税の切符をもらつたから君に譲るうといつて一枚をやみ取引すれば六千円、二枚持つていけば一万二千円ということになる。そういうことはますないと御答弁になりました。軽油の販売店の店頭で課税税と非課税とを区分されるのだから、必ず軽油の不正取引が行われ、免稅證明書の横流れがあります。戦時中、戦後十年間の例をとつてもわかる。あれだけ警察官がいてさえ上野の駅へ一日に何百人、何千人という人が米を背負つて帰つてくる、あれはいまだに跡を断たない。とにかくこれは罪人を作れる法律になる、業者にとっては大きな打撃である。先ほどもちょっと触れましたがあ、自動車損害賠償保障法によつて新たに自動車を何十台、何百台持つておる人でも事故のあるないにかかわらず、その保険金を支払わなければならぬ。こういうことがすべて物価に影響してくる。軽油が上つてくる、運賃

も上げてこなければならぬ、そうするとそこで働いている何百人、何千人の労働者の賃金が不払いになつて給料のくぎづけが起る、これは何も益するところはありません。先ほど申しましてたように、揮発油の収入見込み三百七億円、五十五億の自然増収がありますから、二十億円を道路公団にかりに交付金としてやつたとしても、五十五億円の金があれば初年度二十五億をもつて充当すればできぬことはない。無理な税金を作つて罪人を作る、業者には反対されて、やり方が非常に窮屈になつてくる。労働組合の諸君もこれはわれわれの生活に影響することはないかない。同じ行政官庁の中で運輸省の自動車局あたりは、先ほど申しましたように具体的な例をあげて、燃料政策としては私どもは経済六ヵ年計画の一翼として軽油自動車を奨励して、しかも走行において八割よけい走る、そういう点から言つても今までやつてきたことがとにかくここで大きく駆逐することになりますから、それでは困るといふ立場をとつて、このことを考えてみましても、これは一応引っ込めて他に適当な方法をお講じになることがあります。賢明な策だと思いますが、自治厅長官閣はどうお考えになりますか。

いまの御答弁によりますと省営バスに使用する軽油は一括して買っておられ

うであります、そうですか。

おるのではございませんので、東京付近は東京で買っておる、地区を分つて買っておるわけでございます。

○山内政府委員 ちよつと間違いまし
○二階堂委員 そうすると大阪の付近
はやはり大阪の方で買っておるわけで
すか。

た。今私が申し上げましたのは日通の場合には場合でございまして、日通の場合には東京付近は東京で買っておられますし、大阪付近は大阪で買っておる、その他の地区にございとこから流しておるということをございます。国有鉄道のバス、トラックにつきましては、本省で一括して購入いたしております。

○二階堂委員 そういたしますと、この軽油税は一括して買っておられますと、たとえば横浜の業者から買はあるいは東京付近の業者から買っておられるると思いますが、そうするとその徴収された税金は、これは当然この税の建前から行きますと、東京都の收入になるとあるかあるいはまた神奈川県の收入になりますが、どうですか。

○二階堂委員 私がお聞きをしておる理由は、これはそうなりますと、マル通の関係にしましても、あるいは国鉄の関係にしましても、車は大都会中心だけに走つておるわけではありません。省営バス等につきましても、地方に相当車は走つております。そうする所と、軽油税を徴収される個所は、二、三個所にきまつておる。その徴収といふのは、特定の県によけい金が入つていいく。車はたくさん地方にも走つてゐる。車が走つているのはむしろ地方が多い。これは都會は大都會でありますので、相当な車が走つておると思いますが、私はこの軽油を買うところは、一括して買うと、そこにたくさんの道路財源が与えられる。しかも車が道を走らぬことは、やはり國が一括してガソリン税のよう公平にこれが分配されていかないと、いう結果になるのではないか。私はこういうことからいたしましても、これはやはり國が一括してガソリン税のようにとつて、そりしてこの地方道路の改装、舗装をしなければならぬと思う。改良しなくちやならぬというような箇所あるいはいろんなほかの条件等を勘案して、地方にもこの分配が適正に行われるようすべくではないか、こういうふに考えておるわけであります。こういう点でこれは徴収されても、その財源がきわめて片寄つてしまふ。直さなければならぬ道は、地方道路なんかたくさんあるわけであります。そういうところに不公平な分配が行われる結果になるおそれがある。そういうことがないよう私どもは道路の整備は考えていかなければならぬ。そういう結果になると私は思う。詳しく述べたくさんあるわけであります。そういうところに不公平な分配が行われる結果になるおそれがある。そういうことがないよう私どもは道路の整備は考えていかなければならぬ。國鉄の省営バスが一体どこで何万千

口買つてどうしておるか、あるいはは軽油税が何個所で買つて、しかも走つておる台数が、たとえば地方と六大都市の関係を考えてみますと、アンバラソンスがあると思う。ほんとうにこれは軽油税なら軽油税を徴収され、そうして地方道路なら道路のために、あるいは地方財源に充てるとするならば、そういう徴税の方法では、結果において公平を欠く分配が行われてくるのではないか。従つて私は最初申し上げた通り、やはり国が一本にして吸い上げて、そろしていろいろな条件を勘案して、地方の道路のために財源として与えていくということが至当ではないか。こういうような見地から私はさきに長官にもお尋ねをいたしたのであります。が、そういうことに結果はなると思う。そういうようにならないよろしくあなた方は徴収をされ、またそれが適正に使われていくという御自信をおありになるかどうか、奥野部長にお伺いいたします。

いのではないか、そういうように考へておられます。その結果非常に地域的に片寄るのではないかと、いふ御心配のあります。東京や大阪は揮発油自動車から比べますと、軽油自動車は非常に少いのであります。しかしながら軽油自動車の分布状況を見ますと、非常に全国的に普遍的であります。自動車から比べますと、軽油自動車は非常に多いわけであります。これは軽油自動車が、牽引力とかある、航続力という点において揮発油自動車と非常に違つてゐる關係が多分にあると思つてゐるのであります。軽油引取税の收入は、営業地所在地の收入にして参るものでありますから、これもまた相当普遍的にそれぞれの団体の財源になつていくわけであります。具体的に東京、大阪について申し上げますと、人口の分布率と軽油自動車の分布率が一毫も大いに違ひしないのであります。なぜなら、軽油自動車を購入する場合に、国道のような場合でありますと、国で統轄いたしまして、どの道路からどの程度に改良していくかといふ点について強い統制力を加えてよろしいと思うのでありますけれども、府県道の、ことに府県住民だけが使らよくな道駅になつて参りますと、なるたまに主導的にその辺の問題を解決さしていきたい。地方自治の問題を考えて参りますと、地方的な道路につきましては、地方住民でその間の道路改良政策をいたさしていきたい、こういう考え方もあるわけでありますので、軽油引取税の分量等から考えましても、現在のやり方によるらしいんじやないだらうか、こういうふうな考え方を持つておられます。

○二階堂委員 私もこれはよく勉強しておりますせんから、詳しい資料をもってさらには詳しくお尋ねする方法もない。こういうことで努力をいたしてまいりましたが、ガソリン税だけではとうてい足りない。そこで今回は軽油税を創設されまして、道路の財源に充てたい。こういうお考えであるわけであります。私が先ほど申し上げました通り、一番車が通つて非常に道を荒してしまった軽油税を創設されて、税金をとられるわけであります。そこでもどうぞお手を要るわけであります。そこで今回は、このような軽油税を創設され、税金を得ていなきが結果において出て申し上げましたように、この徴税された金の用途について、配分が非常に均等化されるのではないかという心配を私強くいたしているわけであります。この点は、一つあなたも運輸省当局ともよく打ち合せられまして、しつかりしたデータを持って、そういうことが間違いない。適正に徴税もされ、またその用途も適正を期するようにあるという御自信をもつて、こういうことをやるならば、やつていただきたいと考えておりますので、この点は特に私意を押しておきたいと思っております。

しようという税金であります。あるいはまた軽油の税金も目的を持つてゐる。農業用を免稅されるといふことは、一面においてはその理由がありますが、しかしれは平等にとられることは、徵稅の適正を期するゆえんじやないかと考えております。「これは先ほども同僚の議員から質問がありました通り、必ず横流しが出てくるとか、あるいはいろいろな問題がそのほかに出てくるという心配があります。そういう問題が起つてきた場合にどうされるのか、そういう点を非常に心配しております。(また漁業関係に使わる軽油、これに税金を課せられましても、これを一定の目的のために使用するとということをはつきりされたならば、それでいいんじゃないか。たとえば農業あるいは漁業を営んでいる人たちの共同施設のために一部を補助するとか、あるいは漁港の整備のためにこれを使ふんだといふ一つの目的をちゃんと設けて、全体の徵稅額の何パーセントは農業用に使用される経費であるから、この目的のためにとられた金額は漁港の整備に使うとか、あるいは共同施設のために使うとか、私は何も間違つたことではないと考へております。そういうふうに明らかに目的をきめて——一部を免稅して一部だけをとるといふようなことをされると、必ず問題が出てくる、問題を起さないために、そういうようなはつきりした目的を持つて徵稅をおされることをされると、必ず問題が出てくる、いろいろに考えますが、どのようにお考えになつておりますか。

○奥野政府委員

○奥野政府委員 二階堂さんのおつしやつておることある。一つの見識だと考えておるのでござります。ただ、政府が今とつております考え方といふものは、やはり漁業その他の部分について、租税負担を求めるることは困難ではないかといふうなところから、税務行政としては全面課税がよろしいのですが、他の産業政策等々との関係から調整をとつて、ある程度税務行政上の便宜を犠牲にしているのだ、こうお答えいたしたいのであります。もとより漁業、農業の関係にも負担してもらつて、それに対しても漁業実の財源に返していくばよろしいのではないかということをございましたけれども、わが国の漁業とか農業とかいうものは、非常に規模が零細だと思うのであります。従いまして、またこういうものについて、受益者負担的な格好において施設を充実する、そういう余地に乏しいのではないか。また現に原子産業につきましては、あまり租税収入は得ておりませんけれども、莫大なものを作これらのために投じておるような次第でございますので、この面につきまして、さらに軽油の負担を求めて、目的税にして返していくくという考え方も、零細性のゆえになかなかとりにくいのではないかという心配を持つてゐるわけでござります。

うことに関連してくるわけであります。国民生活の上において、大した影響はないのだといふにお考えになつて、こうすることをお考えになつたのか、あるいは多少なりともそういう傾向が出てくるということをお考えになつておるのか。これはたとえばバスの運賃等も、こういうことになりますと、やはり値上げをしなければならぬ、一般的な常識的な考え方から申し上げますと、こういうことになると思つております。なおまた、トラックが運ぶ貨物にも、軽油税がかかつたらある程度の送料の値上げをしなければならぬ、こういうふうに常識的に業者の方からも意見が出てくると思うのであります。が、こういう軽油税を創設されるとつきまして、自治庁当局とされましては、そういうふうな配慮は全然ないのだというお考えで、こういう税を創設されたのか、この物価等の関係は一体どういうふうにお考えになつているのか、この点を一つ承わっておきたいと思います。

當によつて、

營によって、これを吸収していただかないものだらうかといふうな期待をいたしておるわけでござります。○二階堂委員 私が今お尋ねしまして、点について、運輸省の当局はどういうふうにお考えになつておりますか。
○山内政府委員 その点につきましては、先ほど運賃に閑車いたしまして、たびたび御説明をいたした通りでござります。
いまして、一応軽油が上るという前提を前提としたしまして、軽油車ばかりを使っておるバス会社という想定のとおりに計算をいたしますと、運賃はこのまま、約四割響くわけであります。それで先ほど申し上げましたように、運賃を非常に押えて、低物価政策をとりましたので、運輸省当局がおられておりますのは、非常にバランスがとれていますのは、非常にバランスがとれつつあるところであります。そこにはまだバランスをくずす契機を与えておられますことは、われわれ運賃政策上憂慮しておるところであります。

かねないのでない

かねないのではないか、こういうように考えますので、この点をよく十分御問題について、道路の財源として地方に与えておる金が、何か警察官舎のために使われたという御意見もありますが、これは建設委員会においてもいつか問題になつたことがござりますが、いまだに誤解が解けておらないよう私は考えておるのであります。もしその日内としてこうされたガソリン税が、道路財源としてとられた金が、別個の警察の庁舎といったようなものに使われておるというようなことがありますと、これは大へんな問題だと考えております。先ほどの同僚委員の質問に対しましても、自治府長官ははつきりした御答弁がなかつたようであります。しかし、一体そういうことがあつたのか、なかつたのか、この点をもう少し明確に政府当局として御答弁なさつた方が、私はいいのじやないかと思ひます。もしもそういうことがあるならば大へんなことになります。今回立てられる自治府長官は責任を持つて善処するといふことを申されました。その通りでなければいかぬと思っております。しかしこれと別な問題であります。そういう目的のためにせつかく税金をとられても、それがほかの方面に使われるということになると、大へんなことになる。国民の不信を招く一大原因になります。そこで長崎のような問題も過去にあつたということを聞いているし、もしあつたとするならば、それはどうい

